

申請事務手数料について

サービス種別	手数料	
	新規※	更新
○居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円
○介護予防サービス 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円
○第1号事業 介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービス、選択型通所サービス	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円

サービス種別	手数料	
	新規※	更新
●居宅介護支援	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円

申請の種類	手数料	
	新規※	更新
◎同一の事業所において一体的に運営される指定居宅サービスと指定介護予防サービス、指定第1号事業を同時に申請する場合	35,000円	10,000円

算定の例

例1) 訪問介護＋介護予防型訪問サービスを同時に新規申請する場合	35,000円
例2) 訪問介護＋介護予防型訪問サービス＋居宅介護支援を同時に新規申請する場合	65,000円 (35,000円＋30,000円)
例3) 訪問看護＋介護予防訪問看護＋居宅療養管理指導＋介護予防居宅療養管理指導を同時に新規申請する場合	70,000円 (35,000円＋35,000円)
例4) 福祉用具貸与＋介護予防福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋特定介護予防福祉用具販売を同時に新規申請する場合	70,000円 (35,000円＋35,000円)
例5) 通所介護＋介護予防型通所サービス＋選択型通所サービスを同時に新規申請する場合	35,000円

※(注意)初回申請の受付により、新規申請事務手数料は発生します。